

個人情報保護指針

(目的)

第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部変更。平成21年9月1日一部変更。以下「基本方針」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年金融庁告示第63号。以下「金融分野ガイドライン」という。）等を踏まえ、協会の貸金業及びそれに付随する業務（以下、「貸金業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。

(解説)

- (1) この指針は、協会の貸金業務等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が遵守すべき事項及び必要な措置等について、協会の貸金業務の実情に即して定めるものである。
 - (2) この指針はすべての協会を対象とする。
 - (3) 「解説」は、この指針を運用するための考え方や実務の具体例・参考例を記載したものである。
 - (4) 協会は、協会の貸金業務等以外の業務における個人情報の取扱いについては、各認定個人情報保護団体（保護法第37条第1項の認定を受けた団体をいう。以下同じ。）が定める個人情報保護指針を遵守するとともに、該当する認定個人情報保護団体の指針等がないときは、この指針を遵守するものとする。
- (参照条文：保護法1条、金融分野ガイドライン1条)

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 協会員

認定個人情報保護団体 日本貸金業協会の会員をいう。

2 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、

生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。

3 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの

4 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

なお、個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされたもの及び紙面に出力されたもの（そのコピーを含む。）も含まれる。

5 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者であって、次に掲げる者を除く。ここでいう「事業の用に供している」の

「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）

④ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）

⑤ その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者

⑤の規定にいう者とは、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者とする（施行令第2条）。5,000を超えるか否かは、他人が管理している個人情報データベース等であっても、それを事業の用に供する場合には、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数も含めて判断する。例えば、個人信用情報機関の個人情報データベース等を利用する場合がこれにあたる。

また、個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、5,000の数に数えない。

イ 氏名、住所・居所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳やカーナビゲーション）

ロ 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる又はできた個人情報データベース等（例えば、自治体職員録や弁護士会名簿）

6 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 保有個人データ

協会員が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることのできる権限を有する個人データであ

って、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの以外のもの及び6ヵ月以内に消去すること（更新することは除く。）となるもの以外のものをいう。

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

ロ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ハ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

ニ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（解説）

1. 個人情報（第2項）

(1) 「個人情報」の具体例

個人顧客の情報のほか、資金需要見込客、取引先企業の個人に係る情報等、協会員が、協会員の貸金業務等において取得する個人に関する情報が広く該当する。

役職員の雇用等管理における個人情報（採用、賃金、人事評価、健康診断に係る情報等）及び協会員自身の株主に関する個人情報については、この指針の適用対象としない。

① 個人顧客の情報（契約の解除等により口座を閉鎖した元顧客の情報を含む。）

例えば、次のようなものが該当する。

イ 入会申込書、借入申込書の記載事項

ロ 本人確認記録記載事項

ハ 貸付けに係る契約締結時に交付する書面、貸付けの契約に基づく債権の全部または一部について弁済を受けたときに交付する受取証書の記載事項

ニ 貸金業法施行規則（第16条）で定めるところの帳簿（顧客の取引の記録）

ホ 顧客との通信文書

② 資金需要見込客、取引先企業の個人に関する情報

例えば、次のようなものが該当する。

イ 氏名、企業名、役職名、電話番号等の情報

ロ アンケート及び名簿業者等から入手した情報

ハ 官報、高額納税者名簿、職員録等で公にされている情報

(2)「特定の個人を識別することができるもの」に該当する

例

例えば、次のようなものが該当する。

① 氏名が含まれる情報

② 氏名は含まれていないものの、当該情報に含まれる個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により特定の個人を識別できる情報

③ 当該情報のみでは識別できないが、当該情報に含まれる番号、記号その他の情報と協会員が保有する他の情報又は公開された情報をコンピューター等による処理で照合することによって特定の個人を識別できる情報

(3)「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当する例

例えば、通常の作業範囲において、個人情報データベース等にアクセスし、照合することができる状態をいう。他の事業者への照会を要する場合や協会員内部でも部門が異なる場合等であって照合が困難な状況にある場合は、該当しない。

2. 個人情報データベース等（第3項）

(1)「個人情報データベース等」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

① 従業員が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力、整理し、顧客への貸付けの契約の締結の勧誘など「会社の事業」のために使用し、又は供している場合（第3項イ）

② コンピューターを用いていない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等（第3項ロ）

(2)「個人情報データベース等」に該当しない例

アンケートの戻りはがきで、氏名、住所等で分類整理されていない状態である場合

3. 個人データ（第4項）

(1)「個人データ」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

- ① 個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報
- ② 個人情報データベース等から紙面に出力されたもの（そのコピーを含む。）
- ③ データ入力前の紙ベースの入会申込書や借入申込書であっても、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態になっている場合（「個人情報データベース等」に該当）において、当該個人情報データベースを構成する個人情報
- ④ 「氏名」を削除する等、第三者にとって特定の個人を識別することができないようにしたデータであっても、協会員から見れば、他の情報と照合することで特定の個人情報を識別することができ、かつ、特定の個人情報を容易に検索可能である場合（「個人情報データベース等」に該当）において、当該個人情報データベースを構成する個人情報

(2) 「個人データ」に該当しない例

例えば、データ入力前の紙ベースの入会申込書や借入申込書等が、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態になっていない場合において、その中に含まれる個人情報は該当しない。

4. 保有個人データ（第7項）

(1) 「保有個人データ」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

- ① 自社が作成、処理した個人情報データベース等（自社の顧客などのデータベース、又はそれらの書類、帳簿）を構成する個人情報
- ② 企業データ等の外部のデータを協会員内部のデータと組み合わせ作成・保有するデータベースについて、協会員自らが、開示、訂正、追加又は削除、停止、消去及び第三者への提供停止のすべてに応じることができる権限（(2)において「開示等権限」という。）を有するときは、「保有個人データ」に該当する。

(2) 「保有個人データ」に該当しない例

例えば、協会員が、委託を受けて個人データを取り扱う場合の委託元から取得したデータベース等、協会員自ら開示等権限がないものは該当しない。

(3) 「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又

は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」の
具体例（第7項ロ）

- ① 暴力団、いわゆる総会屋等、反社会的勢力若しくはその構成員等による不当要求行為を防止するためその他取引開始審査のために、協会員が当該団体等の個人データを保有している場合
 - ② いわゆる不審者、悪質クレーマー等からの不当要求行為を防止するため、当該行為を繰り返す者の個人データを保有している場合
- (4) 「当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの」の具体例（第7項ニ）
- ① 警察からの捜査関係事項照会の受理、回答の過程で容疑者等の個人データを保有している場合
 - ② 犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象となっている情報を保有している場合
- (参照条文：保護法2条、施行令3条、4条関連、金融分野ガイドライン2条)

(利用目的の特定)

- 第3条 協会員は、個人情報取扱いに当たっては、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかを本人が合理的に予想できるようできる限り特定しなければならない。
- 2 前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的は、「できる限り特定」したものとはならないことから、協会員は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的を特定するよう努めなければならない。
- 3 協会員は、利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上本人が想定できる範囲内を超えて行ってはならない。
また、本人が想定できない変更を行う場合には、本人の同意を得なければならない。
- 4 協会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示しなければならない。

5 協会員は、法令等の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。

(許容例)

「商品案内等を郵送」→「商品案内等をメール送付」

(認められない例)

「アンケート集計に利用」→「商品案内等の郵送に利用」

なお、本人が想定できない変更を行う場合には、法第16条第1項の規定により、本人の同意を得なければならない。

(解説)

【会員における利用目的の特定】

以下の例を参考に、会員各社において個人情報の利用目的を特定する。

(1) 利用目的の特定の例

- ① 与信判断および与信後の債権管理に利用するため
- ② 返済または支払能力に関する調査に利用するため
- ③ 新たな商品やサービスの開発をお知らせするため
- ④ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ⑤ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ⑥ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品・サービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑦ お客様に対し、取引結果などの報告を行うため
- ⑧ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑨ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑩ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑪ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑫ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(参照条文：保護法15条、金融分野ガイドライン3条)

(与信事業の利用目的)

第4条 協会員は、貸金業務を行うに際して個人情報を取得する場合においては、利用目的を明示する書面に確認欄を設けること等により、利用目的について本人の同意を得るよう努めなければならない。この場合において、契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載するものとする。

2 協会員は、取引上の優越的な地位を不当に利用し、融資の条件として、これら業務において取得した個人情報について当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用することを利用目的として同意させる等の行為を行ってはならない。

3 協会員は、個人情報を個人信用情報機関に提供する場合には、その旨を利用目的に明示し、本人の同意を得なければならない。

(解説)

(1) 与信事業の利用目的の「明示」・「同意」を得る方法の具体例

例えば、顧客と融資取引を開始する際に、「当社は、融資取引のためにお客様の個人情報を取得する」旨の条項を記載した書面を交付し、次の(2)により同意を得る。この場合、融資取引以外の利用目的について、併せて本人に列挙提示のうえ、同意を得ることが望ましい。

(2) 「同意」を得る方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

- ① 本人から直接個人情報を取得する書面上又は別の書面上に利用目的及び同意文言を記載し、本人の署名(捺印)を徴求して同意を得る方法
- ② インターネット等の場合、画面上での同意の意思表示(了解ボタンをクリック等)又は同意文言を記載した本人からの電子メールの受領等による方法
- ③ 上記①又は②以外の電話等非対面の場合で、口頭による同意を得るときは、顧客本人の同意の意思表示について社内記録(聴取書等)を作成し、その後当該顧客本人からその内容について署名等で確認を得るか又は録音すること等により事後的に検証可能な体制をとる必要がある。

(3) 適用関係

本条第1項は、平成17年4月1日以後に、新たに融資の申込を行った顧客の個人情報を取得する場合に適用する。(参照条文：

金融分野ガイドライン3条)

(「同意」の形式)

第5条 協会員は、次条及び第14条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）によることとする。

(解説)

(1) 「同意」を得る方法の具体例

第4条の解説(2)と同様の方法により「同意」を得る。

(2) あらかじめ作成された同意書面を用いる場合の留意事項

文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、個人情報取扱いに関する条項が他と明確に区分され、本人に理解されることが望ましい。または、あらかじめ作成された同意書面に確認欄を設け本人がチェックを行うこと等、本人の意思が明確に反映できる方法により確認を行うことが望ましい。

なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

(参照条文：金融分野ガイドライン4条)

(利用目的による制限)

第6条 協会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

2 協会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用に

は当たらない。

3 前二項は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（解説）

- (1) 例えば、会員については、会員が、新たに取扱いを行う業務に関して、既已取得した個人情報を利用する場合、利用目的に明記した「貸金業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）」から外れない限り、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲内と考えられる。
- (2) 「合併その他の事由」（第2項）には、合併のほか事業譲渡、営業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。
- (3) 「法令に基づく場合」（第3項第1号）の具体例
例えば、次のようなものが該当する。
 - ① 所得税法第234条第1項（税務当局が行う質問検査）
 - ② 国税犯則取締法第1条（収税官吏又は徴税吏員の行う犯則事件の任意調査）
 - ③ 刑事訴訟法第197条（捜査関係照会）
 - ④ 犯罪収益移転防止法第9条第1項（疑わしい取引の届出）
 - ⑤ 民事訴訟法第223条（文書提出命令）
 - ⑥ 刑事訴訟法第218条第1項（令状による差押え・搜索・検証）
 - ⑦ 所得税法第225条（支払調書及び支払通知書）
 - ⑧ 地方税法第72条の63（事業税に係る自治省の職員の質問検査権）
 - ⑨ 法人税法第154条（当該職員の写真検査権）

- ⑩ 国税徴収法第141条（質問及び検査）
 - ⑪ 貸金業法第24条の6の10（報告徴収及び立入検査）
 - ⑫ 株券等の保管及び振替に関する法律第31条（実質株主の通知）
 - ⑬ 預金保険法附則第7条（債務者の財産調査）
 - ⑭ 民事執行法第147条（第三債務者の陳述）
 - ⑮ 貸金業法等に基づく自主規制機関に対する情報提供
 協会員が本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報提供を行う場合
 - ⑯ 金融商品取引法第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合
 - ⑰ 弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士会の照会に応じる場合
 なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。
- (4) 「人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例（第3項第2号）
 例えば、次のようなものが該当する。
- ① 暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を企業間で共有する場合
 - ② 顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合
 - ③ 強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供する場合
 - ④ 地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続している場合における当該本人の家族への財産開示
- (5) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂

行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第3項第4号）
例えば、次のようなものが該当する。

- ・ 税務当局の任意調査に応じる場合
- ・ 警察の任意調査に応じる場合
- ・ 一般統計調査に回答する場合

（注）「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、例えば税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報をも特定の上提供することが望ましい。

また、各当局からの任意による照会等の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

（参照条文：保護法16条、金融分野ガイドライン5条）

（機微（センシティブ）情報について）

第7条 協会員は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得し、利用し又は第三者提供する場合
- (6) 相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得し、利用し又は第三者提供する場合
- (7) 協会員の貸金業務の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシテ

- ィブ) 情報を取得し、利用し又は第三者提供する場合
- (8) 機微 (センシティブ) 情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合
 - (9) 協会員は、機微 (センシティブ) 情報を前項各号に定める事由により取得、利用又は第三者提供する場合には、各号の事由を逸脱して、利用し又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。

(解説)

- (1) 機微 (センシティブ) 情報に該当しない情報の例
例えば、次のようなものは該当しない。
 - ① 新聞・テレビや官報等に記載された公知の情報
 - ② 相続手続及び納税義務の履行において準拠法を確認するために「国籍 (永住権の有無を含む。)」を使用する場合の当該「国籍」情報
- (2) 留意事項
 - ① 機微 (センシティブ) 情報の取得の時期は、協会員において、当該情報を事業の用に供するものとしてファイルに綴じる等により保管した段階である。
 - ② 平成17年4月1日以後、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地が記載された運転免許証等の写しの送付を受けた場合、ファイリング (保管) するまでの間に、速やかに、当該本籍地を黒塗りすれば、機微 (センシティブ) 情報の「取得」に当たらない。なお、平成17年4月1日前に取得した機微 (センシティブ) 情報については、同日以後は、第7条第1項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。
- (3) 「法令等に基づく場合」の具体例 (第1項第1号)
法律、政省令、条例、条約のほか、閣議決定や公務所により発出された指導文書で、例えば、次のようなものが該当する。
 - ① 顧客から「障害者等の少額貯蓄非課税制度」の利用資格を確認するため、身体障害者手帳 (写) の提出を受けた場合
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団追放運動推進センターの会議等の場で文書等に記載された暴力団等、反社会的勢力若しくはその構成員の反社会的行為に関する情報を取得する場合
 - ③ 犯罪収益移転防止法第9条第1項に基づく疑わしい取引の届

出により、個人情報を取得する場合

- ④ 内部者取引の未然防止を図るために、顧客の勤務先情報として、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する当該顧客の機微（センシティブ）情報を取得する場合

(4) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の具体例（第1項第2号）

例えば、暴力団、いわゆる総会屋等、反社会的勢力若しくはその構成員等を把握する目的で、犯罪情報を取得する場合

(5) 「相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合」の具体例（第1項第6号）

例えば、相続手続きのための戸籍謄本を取得する場合

（参照条文：金融分野ガイドライン6条）

（適正な個人情報の取得）

第8条 協会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、協会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならない。

（解説）

(1) 「不正の手段」に該当する例

例えば、次のようなものが該当する。

- ① 犯罪行為と同視できるような違法行為（窃取、詐欺、脅迫、盗撮など）
- ② 保護法第23条に規定する第三者提供制限違反を強要して個人情報を取得する場合
- ③ 本人に対して個人情報を収集している事実を隠し、又は目的を偽って個人情報を取得する場合
- ④ 他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合

(2) 「不正の手段」に該当しない例

例えば、名簿作成会社等の第三者から個人情報を取得することはできる。ただし、二次的に個人情報を取得する場合において、一次取得者が適正かつ適法な手段により個人情報を取得しているかについて不審を抱く事情があれば、確認しなければならない。

(3) 「本人の利益の不当な侵害」に該当する例

例えば、情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏えいされた情報であること等を知ったうえで個人情報を取得してはならない。

(参照条文：保護法17条、金融分野ガイドライン7条)

(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)

第9条 協会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、販売方法等の事業の態様に応じ、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネットのホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。

2 協会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産(法人の財産を含む。)の保護のために緊急に必要な場合は、この限りでない。

3 協会員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産(法人の財産を含む。)その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(解説)

(1) 「通知」方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

- ① 書面による通知（原則）
- ② 電子メールによる通知
- ③ 電話（自動音声を含む。）による通知

(2) 「公表」方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

- ① 書面等の掲示・備付け
- ② パンフレットへの記載・配布
- ③ 営業所等へのポスター等の掲示
- ④ ホームページへの掲載

(注) 平成17年4月1日の保護法施行日前から保有している個人情報については、保護法施行時に個人情報の取得行為がなく、保護法第18条の規定は適用されない。

(3) 本人から「契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合」の例（第2項）

例えば、次のような場合がある。

- ① 本人から、入会申込書、借入申込書等を受領する場合
- ② 本人から本人確認書類又はその写しを受領する場合
- ③ 返信用ハガキ、アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

(4) 「明示」の方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

- ① 利用目的を記載した書面で明示する方法
- ② ポスター等の掲示により明示する方法
- ③ パンフレット又はチラシの配布等により明示する方法
- ④ インターネット取引の場合は、顧客入力画面や顧客宛て電子メールにより明示する方法

(5) 「明示」の内容等

- ① 「明示」する内容は、取得した個人情報の利用目的である。「明示」は、当該契約書その他の書面に記載された個人情報の利用目的のみを示す方法と、第3条により特定した包括的な利用目的の全部又は一部を示す方法のいずれかによるものとする。
- ② 本人に対して、取引開始時等に包括的な利用目的を明示している場合で、当該契約書その他の書面に記載された個人情報

の利用目的が、取引開始時等に明示された包括的な利用目的の範囲内にあるときは、当該書面による個人情報を取得する都度、あらためて利用目的の明示を行う必要はない。

(6)「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産（法人の財産を含む。）その他の権利利益を害するおそれがある場合」の具体例（第4項第1号）
例えば、第三者から、暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれがある場合

(7)「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」の具体例（第4項第2号）

例えば、次のようなものが該当する。

① 暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

② 通知又は公表される利用目的により、協会員が行う開発中の新サービス、営業ノウハウ等の企業秘密にかかわるようなものが明らかになる場合

(8)「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第4項第3号）

例えば、捜査機関による捜査への協力のため、被疑者等に関する情報を取得した場合

(9)「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」の具体例（第4項第4号）

例えば、次のようなものが該当する。

① 電話等での資料請求に対し、請求者が提供した住所、氏名に関する情報を請求された資料の送付のみに利用する場合

② 法人との取引により、法人の代表者、担当の役職員の個人名等を取得し、当該個人情報を当該取引にのみ利用する場合

③ 今後連絡を取り合うために名刺交換をした場合

④ 着信において相手方の電話番号が非通知でない場合で、同じ用件で当方から相手方に電話を掛け直す場合

（参照条文：保護法18条、金融分野ガイドライン8条）

(データ内容の正確性の確保)

第10条 協会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。このため、協会員は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間経過後の保有する個人データを消去することとする。ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。

(解説)

(1) 「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例
顧客からの届出内容を迅速かつ正確に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。

① 会員規約やホームページにおいて、顧客の氏名・住所等の変更届出手続きについて周知する。

(2) 「保存期間」について

保存期間は合理的理由を伴う永久保存も該当する。

(参照条文：保護法19条、金融分野ガイドライン9条)

(安全管理措置)

第11条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。

なお、当該措置は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。

例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又

は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

本条における用語の定義は、次のとおりである。

(1) 組織的安全管理措置

個人データの安全管理措置について役職員（協会員の組織内において、直接又は間接に協会員の指揮監督を受けて協会員の業務に従事する者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、協会員との間の雇用関係にない者（取締役、執行役、監査役、派遣社員等）も含まれる。以下同じ。）の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の協会員の体制整備及び実施措置をいう。

(2) 人的安全管理措置

役職員との個人データの非開示契約等の締結及び役職員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう役職員を監督することをいう。

(3) 技術的安全管理措置

個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。

2 協会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織的安全管理措置」を講じなければならない。

(1) 規程等の整備

- イ 個人データの安全管理に係る基本方針の整備
- ロ 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備
- ハ 個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備
- ニ 外部委託に係る規程の整備

(2) 各管理段階における安全管理に係る取扱規程

- イ 取得・入力段階における取扱規程
- ロ 利用・加工段階における取扱規程
- ハ 保管・保存段階における取扱規程
- ニ 移送・送信段階における取扱規程
- ホ 消去・廃棄段階における取扱規程
- ヘ 漏えい事案等への対応の段階における取扱規程

3 協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。

(1) 組織的安全管理措置

- イ 個人データの管理責任者等の設置
- ロ 就業規則等における安全管理措置の整備
- ハ 個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
- ニ 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
- ホ 個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施
- ヘ 漏えい事案等に対応する体制の整備

(2) 人的安全管理措置

- イ 役職員との個人データの非開示契約等の締結
- ロ 役職員の役割・責任等の明確化
- ハ 役職員への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練
- ニ 役職員による個人データ管理手続きの遵守状況の確認

(3) 技術的安全管理措置

- イ 個人データの利用者の識別及び認証
- ロ 個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
- ハ 個人データへのアクセス権限の管理
- ニ 個人データの漏えい・き損等防止策
- ホ 個人データへのアクセスの記録及び分析
- ヘ 個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録及び分析
- ト 個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

(参照条文：保護法20条、金融分野ガイドライン10条)

(役職員の監督)

第12条 協会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 協会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。

(1) 役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該協会の業務等に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、

又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること

- (2) 個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと
- (3) 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理措置に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの保護に対する点検及び監査制度を整備すること

(解説)

- ・ 役職員の定義については、第11条参照

(参照条文：保護法21条、金融分野ガイドライン11条)

(委託先の監督)

第13条 協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

なお、当該監督は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

- 2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。

具体的には、以下の対応等が必要である。

- (1) 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準に従って委託先を選定するとともに、当該基準を定期的に見直すこと。

- (2) 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における個人データの漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件及び漏えい等が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認し、当該安全管理措置の見直しを行わなければならない。

(解説)

- ・ 委託先には外国の委託先も含まれる。

(参照条文：保護法22条、金融分野ガイドライン12条)

(第三者提供の制限)

第14条 協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者（個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。）に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 協会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること

(2) 第三者に提供される個人データの項目

- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- 3 協会員は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。
 - (1) 協会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 5 協会員が前項第3号の規定により行う通知は、原則として書面によることとする。協会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。
- 6 協会員は、第4項第3号に規定する利用者の利用目的又は管理責任者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(解説)

(1) 個人データを提供する場合の留意事項

協会員が取得した個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となるが、本人の同意を得ることなく個人データを提供しようとするときは、次のいずれかに該当するかどうかを確認し必要な対応をとる。

① 法令に基づく場合等の適用除外の場合（第1項第1号～第4号）

- ② オプトアウトによる場合（第2項）
- ③ 委託の場合（第4項第1号）
- ④ 合併等の事業承継の場合（第4項第2号）
- ⑤ 共同利用の場合（第4項第3号）

第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、個人データを提供する第三者、提供を受けた第三者における利用目的及び第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

(2) 「法令に基づく場合」の具体例（第1項第1号）

例えば、次のようなものが該当する。

- ① 所得税法第234条第1項（税務当局が行う質問検査）
- ② 国税犯則取締法第1条（収税官吏又は徴税吏員の行う犯則事件の任意調査）
- ③ 刑事訴訟法第197条（捜査関係照会）
- ④ 犯罪収益移転防止法第9条第1項（疑わしい取引の届出）
- ⑤ 民事訴訟法第223条（文書提出命令）
- ⑥ 刑事訴訟法第218条第1項（令状による差押え・捜索・検証）
- ⑦ 所得税法第225条（支払調書及び支払通知書）
- ⑧ 地方税法第72条の63（事業税に係る自治省の職員の質問検査権）
- ⑨ 法人税法第154条（当該職員の質問検査権）
- ⑩ 国税徴収法第141条（質問及び検査）
- ⑪ 貸金業法第24条の6の10（報告徴収及び立入検査）
- ⑫ 株券等の保管及び振替に関する法律第31条（実質株主の通知）
- ⑬ 預金保険法附則第7条（債務者の財産調査）
- ⑭ 民事執行法第147条（第三債務者の陳述）
- ⑮ 貸金業法等に基づく自主規制機関に対する情報提供
協会員が本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報提供を行う場合
- ⑯ 金融商品取引法第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合
- ⑰ 弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士会の照会に応じる

場合

なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

(3)「人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例（第1項第2号）

例えば、次のようなものが該当する。

- ① 暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を企業間で共有する場合
- ② 顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合
- ③ 強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供する場合
- ④ 地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続している場合における当該本人の家族へ財産開示する場合

(4)「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第1項第4号）

例えば、次のようなものが該当する。

- ・ 税務当局の任意調査に応じる場合
- ・ 警察の任意調査に応じる場合
- ・ 一般統計調査に回答する場合

(注)「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、例えば税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報をもとに特定の上で提供することが望ましい。

また、各当局からの任意による照会等の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

(5)「通知」の方法の具体例（第2項）

例えば、次のような方法がある。

- ① 書面による通知（原則）

② 電子メールによる通知

③ 電話（自動音声を含む。）による通知

(6) 「本人が容易に知り得る状態」について（第2項）

「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易に知り得ることができる状態をいう。このため、協会員は、販売方法等の態様に応じて、例えば、次のような方法により継続的な公表を行う必要がある。

① 店舗の窓口等での常時掲示・備付け

② パンフレット・リーフレットの継続的な配布

③ ホームページへの常時掲載

（注）複数の手段を用意することが望ましい。

(7) 「第三者への提供の手段又は方法」の具体例（第2項第3号）

例えば、次のようなものが該当する。

① 刊行物の発行

② オンライン等による情報提供

(8) 「利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱い

の全部又は一部を委託する場合」の具体例（第4項第1号）

例えば、次のような場合が該当する。

① 顧客データを提供し、入力作業を委託するケース

② 顧客データを提供し、書類の発送を委託するケース

③ 事務処理のアウトソース

④ 顧客データ保管・廃棄のアウトソース

（注）協会員は、第13条により、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならないことに留意する。

(9) 協会員が個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受ける場合の具体例

例えば、次のような場合が該当する。

① 協会員が、M&AやTOBに関与する場合において、売り手側企業から、協会員との間の業務委託契約に基づき当該売り手側企業の従業員・株主に係る個人データの提供を受ける場合

(10) 「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」の具体例（第4項第2号）

合併のほか事業譲渡、営業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される

事業の承継が該当する。

(11) 「共同利用」の具体例（第4項第3号）

グループ会社等による共同利用（例えば、総合的サービスの提供、リスク管理）

(12) 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第4項第3号）

上記(5)及び(6)と同様の方法

(13) 共同利用者の範囲について（第5項）

① 共同利用者を個別列挙することが望ましいが、個別に列挙しない場合は、本人から見て、共同して利用する者の範囲の外延を明確にするため、例えば、「当社及び有価証券報告書等に記載されている連結対象会社及び持分法適用会社」というように記載する。

② 上記①の場合においては、ホームページに共同利用者名を記載する等により、共同利用者の範囲を分かりやすく示すことが考えられる。

(14) 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第6項）

上記(5)及び(6)と同様の方法

（参照条文：保護法23条、金融分野ガイドライン13条、5条）

（保有個人データに関する事項の公表等）

第15条 協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を記載しなければならない。

(1) 協会の名称

(2) すべての保有個人データの利用目的（ただし、第9条第4項第1号から第3号に該当する場合を除く。）

(3) 次項、次条第1項、第17条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続（第21条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

(4) 保有個人データの取扱いに関する自社における苦情の申出先

(5) 認定個人情報保護団体の名称及びその苦情の解決の申出先

- 2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 第9条第4項第1号から第3号に該当する場合
- 3 協会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(解説)

- (1) 「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」の具体例（第1項）
- 本人が知ろうと思えば知ることができる状態をいい、協会員は、販売方法等の事業の態様に応じて、例えば、次のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。
- ① 店頭での継続的なポスターの掲示、書面の備付け（第24条に定める「個人情報保護宣言」と一体として掲載する方法もある。以下同じ。）
 - ② パンフレット・リーフレットの継続的な配布
 - ③ ホームページへの継続的な掲載
 - ④ 本人の求めに応じた書面の交付、郵送、ファックス等による送付
 - ⑤ 本人の求めに応じた口頭、電話、電子メールでの回答
- (2) 「通知」の方法の具体例（第2項及び第3項）
- 例えば、次のような方法がある。
- ① 書面による通知
 - ② 口頭による通知
 - ③ 電話（自動音声を含む。）による通知
- (参照条文：保護法24条、施行令5条、金融分野ガイドライン14条)

(開示)

- 第16条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法又は開示の求めを行った者が同意した方法により、

遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 協会員は、前項の規定に基づき、求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明するものとする。

(解説)

- (1) 「開示の求めを行った者が同意した方法」の具体例（第1項）
例えば、次のような方法がある。
 - ① 電話による方法
- (2) 「協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する例（第1項第2号）
例えば、次のような場合が該当する。
 - ① 与信審査内容等、協会員が付加した情報の開示請求を受けた場合
 - ② 保有個人データを開示することにより評価・試験等の適正な実施が妨げられる場合
 - ③ 企業秘密が明らかになるおそれがある場合
 - ④ 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって、他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 「協会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しない例（第1項第2号）
例えば、開示すべき個人データの量が多いことのみを不開示理由とすることはできない。
- (4) 「他の法令に違反することとなる場合」に該当する例（第1項第3号）
例えば、犯罪収益移転防止法第9条第1項に基づいて、主務大臣

に取引の届出を行っていたときに、当該届出を行ったことが記録されている保有個人データを開示することが、同条第2項の規定に違反する場合

(5) 「通知」及び「説明」の方法の具体例（第2項）

例えば、次のような方法がある。

- ① 書面による通知
- ② 口頭による通知
- ③ 電話（自動音声を含む。）による通知

（参照条文：保護法25条、施行令6条、金融分野ガイドライン15条）

（訂正等）

第17条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 協会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、協会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（解説）

(1) 「訂正等」について

- ① 訂正等は、利用目的の達成に必要な範囲で行うものであり、必要以上の訂正等を義務付けるものではない。
- ② 訂正等は、保護法に基づくものであり、顧客等からの氏名・住所変更等の届出にまで適用されるものではない。

(2) 「通知」及び「説明」の方法の具体例（第2項）

例えば、次のような方法がある。

- ① 書面による通知
- ② 口頭による通知
- ③ 電話（自動音声を含む。）による通知

(参照条文：保護法26条、金融分野ガイドライン16条)

(利用停止等)

第18条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6条の規定に違反して取扱われたものであるという理由又は第8条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第14条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 協会員は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。

(解説)

○ 「通知」の方法の具体例（第3項）

例えば、次のような方法がある。

① 書面による通知

- ② 口頭による通知
 - ③ 電話（自動音声を含む。）による通知
- （参照条文：保護法27条、金融分野ガイドライン17条）

（理由の説明）

第19条 協会員は、第15条第3項、第16条第2項、第17条第2項及び前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（解説）

○ 「通知」及び「説明」の方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

- ① 書面による通知
- ② 口頭による通知
- ③ 電話（自動音声を含む。）による通知

（参照条文：保護法28条、金融分野ガイドライン18条）

（開示等の求めに応じる手続）

第20条 協会員は、第15条第2項、第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下「開示等の求め」という。）に関し、以下のとおり、その受け付けの方法を定めることができる。この場合において、協会員は、第24条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や事務所の窓口等での掲示・備付けを行うよう努めることとする。

- (1) 開示等の求めの申出先
- (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式
- (3) 開示等の求めをする者の本人確認方法
- (4) 次条の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）
- (5) 開示等の求めの対象となる保有個人データの特定に必要な事項

(6) 開示等の求めに対する回答方法等

2 協会員は、代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本項において同じ。）が開示等の求めを行う場合の手続きとして、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の求めに対して、本人に直接開示等することは妨げない。

(1) 代理人の本人確認方法

(2) 代理人の代理権を確認する方法

(3) 協会員は、前二項の規定に基づき開示等の求めに関する手続きを定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(解説)

(1) 「開示等の求めの申出先」の具体例（第1項第1号）

例えば、支店・営業所や事務センター等の部署名・住所・電話番号・電子メールアドレス等

(2) 「開示等の求めに際して提出すべき書面」（第1項第2号）

協会員は、本人が開示等の求めに際し提出すべき書面を定めておくことが望ましい。

① 本人の場合

例えば、「保有個人データ」開示申請書、変更等申請書、利用停止等申請書及び本人確認書類

② 代理人の場合

例えば、上記①の書面に加え、協会員所定の委任状及び代理人の本人確認書類

(3) 「その他の開示等の求めの方式」の具体例（第1項第2号）

例えば、来店、郵送、電子的手段等の複数の手段が考えられる。

(注) 開示等の求めの方法を来店のみに限るのは、「本人に過重な負担を課する」可能性もあるので、代替手段を用意することが望ましい。

(4) 「本人確認方法」の具体例（第1項第3号）

犯罪収益移転防止法の規定に基づく確認手続き又は同レベルの手続きなど、十分かつ適切な確認手続きを定めるものとする。

- (5)「保有個人データの特定に必要な事項」の具体例（第1項第5号）
例えば、氏名、住所、生年月日、電話番号、取引店名、口座番号等が考えられる。
- (6)「開示等の求めに応じる回答方法」の具体例（第1項第6号）
例えば、次のような方法がある。
- ① 郵送、電話、電子メール等の手段
 - ② 開示の対象となる情報によっては、回答はその場でなく後刻となること
- (7)「代理人の本人確認方法」の具体例（第2項第1号）
上記(4)と同様の確認手続きを定めるものとする。
- (8)「代理人の代理権を確認する方法」の具体例（第2項第2号）
例えば、以下のことに注意して確認する。
- ① 協会員所定の委任状以外は認めない。
 - ② 委任状等の提出があった場合でも代理権の存在を疑わせる特段の事情が認められるときは、電話等で本人からの代理権授与の意思確認をとることができるまで不開示とする。
 - ③ 協会員所定の方法による代理権の確認ができない場合は、不開示とする。
- （参照条文：保護法29条、施行令7条、金融分野ガイドライン19条）

（手数料）

第21条 協会員は、第15条第2項の規定による利用目的の通知又は第16条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 協会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。この場合において、協会員は、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測等に基づき、合理的な手数料額を算定するよう努めることとする。

（参照条文：保護法30条、金融分野ガイドライン20条）

(協会員における苦情の処理)

第22条 協会員は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的期間内に、適切かつ迅速に処理するよう努めることとする。

2 協会員は、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修など、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。(参照条文：保護法31条、金融分野ガイドライン21条)

(漏えい事案等への対応)

第23条 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。

2 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。

3 協会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。

(解説)

(1) 漏えい事案等には、滅失、毀損による事故を含む。

(2) 郵便、メール、ファクシミリ等の誤配送・誤送信等で、かつ、件数、内容等が些細な流出であっても、二次被害や類似事案が発生する可能性がある場合は、公表する必要がある。

(参照条文：基本方針、金融分野ガイドライン22条)

(個人情報保護宣言の策定)

第24条 協会員は、個人情報に対する取組み方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言(いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。)を策定し、公表するものとする。

2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。

(1) 関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等、個人情報保護への取組み方針の宣言

- (2) 保護法18条における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明
 - (3) 保護法24条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明
 - (4) 個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口
- 3 個人情報保護宣言には、消費者等、人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むよう努めるものとする。
- ① 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること。
 - ② 委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること。
 - ③ 事業者がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること。
 - ④ 個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記すること。

（解説）

○ 公表方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

- ① 事務所の窓口等でのポスター・書面等の掲示・備付け
- ② パンフレットへの記載・配布
- ③ インターネットのホームページへの掲載

（参照条文：保護法18条、24条、基本方針、金融分野ガイドライン23条）

（本協会への報告）

第25条 本協会は、協会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。

2 本協会は、協会員に対し、本指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を行うものとする。

附 則

この指針は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- 第2条 (解説) 第4号(3)の①
 - 第3条 (解説) (1)の⑦
 - 第4条 (解説) (4)
 - 第6条 (解説) (3)の④、(4)の①
 - 第7条 (解説) (2)の②、(3)の②及び③、(4)
 - 第9条 (解説) (6)、(7)の①
 - 第14条 (解説) (2)の④、(3)の①
 - 第16条 (解説) (4)
 - 第20条 (解説) (4)
- を改正する。

附 則

この改正は、平成22年3月31日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- 第1条 1項、(解説)(4)
- 第2条 1項、2項、4項、5項、6項(解説)1、2、3の(1)の②
4の(3)(4)
7項
- 第3条 2項、3項、4項(解説)(1)、5項
- 第4条 2項、3項(解説)(2)の③
- 第5条 (解説)(2)
- 第6条 1項、2項、3項(2)、(解説)(2)、(3)の②⑬⑰、(4)の①
(5)
- 第7条 (5)、(6)、(7)、(9)、(解説)(1)
- 第9条 2項、4項(1)、(解説)(6)、(7)、(8)、(9)の③④
- 第11条 1項、3項(3)
- 第13条 1項、2項(2)
- 第14条 1項(2)、(解説)(2)の②⑮⑯⑰、(3)の①、(4)、(6)、(8)
(10)
- 第15条 1項
- 第16条 2項、(解説)(2)の①②③
- 第19条

第20条（解説）（8）

第22条 1項

第24条 3項

を改正する。